

令和4年 第7回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年7月19日(火) 午後2時30分 北区役所 3階 31・32会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純
山中秀三 杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司
井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要
欠席： 平尾温己 中安千秋

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎 秋山尚司

4. 審議事項

- 第48号議案 農地法第3条の規定による許可について
第49号議案 農地法第4条の規定による許可について
第50号議案 事業計画変更承認申請について
第51号議案 農地法第5条の規定による許可について
第52号議案 非農地証明について
第53号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第46号 農地法第4条第1項第8項の規定による農地転用届出について
報第47号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第48号 買受適格証明願について(5条届出競売)
報第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第50号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第51号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和4年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。議席番号4番平尾温己委員、議席番号17番中安千秋委員が欠席です。議席番号20番水崎久司委員が遅れて参加する予定となっております。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。梅雨が明けたということになっておりますが、梅雨の戻りなのか一度雨が降ると降水量が多いということで、お気を付けいただきたいと思います。また、コロナの第7波と言われているものが蔓延しておりますので、皆様にはくれぐれもお体に気を付けていただきたいと思います。

7月6日に静岡県下35市町の農業委員会会長と事務局長の研修会が静岡市でございました。私と鈴木局長の2人で出席し勉強してまいりました。その中で、農業委員会の方向性を示す説明がありましたので、皆様にご紹介させていただきたいと思います。今年1月の総会挨拶の中で、農業のDXというものを今年はやっていくとお話ししたと思います。DXとはデジタルトランスフォーメーションと言いますが、パソコンやインターネットを使って仕事を早く快適にしたり、情報をデジタルで構築したりすることだと考えております。農業会議所で説明があった話は、タブレットを使って農地パトロールをした事例発表や、国のソフト開発などの説明がありました。浜松市ではそこまでやっていませんが、国はDXを進めていくという方向性を示したということですので、我々もタブレットを利用した総会を開催するとか、タブレットを使って農地パトロールをするとか、情報伝達をインターネットでするといったことが、いずれ必要になってくるとお知らせしたいと思います。もう1点は活動報告書についてです。国から補助金をもらっている関係で、国への報告として必要な書類となっています。私独自の考えですが、農地パトロールは農業委員や農地利用最適化推進委員にとって基本中の基本だと思っております。自分の地域を農地パトロールしていることによって、例えば調査会で申請が出て現地調査に行った際に、以前からの状態が分かっていると判断し易いと思います。また、人・農地プランの話し合いの際にも、地域の農地がどのような状況か分かっていることは重要ですので、時間がある時には農地パトロールをしていただければと思います。そこで、私からスローガンの提案をしたいと思います。「毎月8の付く日は農地パトロールの日」とさせていただきたいと思います。なぜ8の付く日かと言うと、パトロールのパと8を掛けております。特別な意味はございませんが、私が独自に決めさせていただきました。皆様も8日、18日、28日は農地パトロールと覚えておいていただきたいと思います。

少し長くなりましたが、挨拶とかえさせていただきます。

それでは只今から、令和4年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願

いたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 6 番江間栄作委員、議席番号 7 番中村金夫委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 48 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

縣 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 160 番外 17 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 13 件、贈与に係る案件が 3 件、賃貸借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 1 件でございます。

それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしくお願いたします。

議 長 それでは、先に委員該当案件を審議いたしますので、[] 委員はご退室をお願いします。
([] 委員 退室)

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

縣 委員該当案件を説明いたします。

議案 3 ページ、地区「天竜」、整理番号 177 番は売買に係る案件でございます。申請人は、[] です。[] でお茶、しきみを栽培しております。この度、横山町から転居され、耕作が難しくなった方の申請地を、通作に便の良い申請者が売買により取得し、規模拡大を図るため申請にいたったものでございます。申請地は、天竜区横山町の畑、3 筆で、取得後はしきみと榊を作付けしていく計画でございます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果について私からご報告いたします。

天竜・龍山調査会で協議した結果、特に問題はないということでございます。

これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それではご意見もないようですので、第 48 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

それでは、[] 委員は入室をお願いします。

([] 委員 入室)

議 長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

縣 議案 1 ページ、地区「雄踏」、整理番号 163 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、南区下江町の農地所有適格法人、[]でございます。[]は、南区河輪町と西区雄踏町の農地を中心にブロッコリーの栽培をしております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたしましたものでございます。申請地は、西区雄踏町の畑、3 筆で、取得後はブロッコリーを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「亀玉」、整理番号 176 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、浜北区新原の []、57 歳でございます。経営移譲で親子間の使用貸借による権利を設定しておりましたが、今回、譲渡人である父、[]が高齢になったこともあり、耕作地の一部を息子の []が贈与により取得し、引き続き耕作したく申請にいたしましたものでございます。申請地は、浜北区新原の畑、1 筆で取得後は、シラカシ、アベリア、サカキを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会です。申請者は天竜区で 3 反耕作している方です。今回、和合町でシキミを耕作する申請がありました。地元調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。ただ、近くに住宅があるため消毒には十分注意するようにお願いしました。

議 長 続いて積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、特に問題ないという報告を受けております。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議いたしました。問題ありません。

ます。

調査会で協議した結果、特に問題ないとの報告を受けております。

続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 芳川・飯田地区調査会においては、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ないとの報告を受けております。

最後に中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 先程、事務局から説明がございましたが、現在 180 頭規模の酪農の施設を 300 頭規模にするという申請です。国からは大規模な農業経営を求められています。総工費や年間の販売額も伺いました。こういう体制が上手く進めば良いと思っておりますが、内心心配している部分もあります。そのあたりも踏まえながら、調査会としては良しといたしました。問題ありません。とても頑張っている農業者で我々の模範だと思いますが、このような事業の後ろ盾がこの国にはありませんから、大変なことだと思っております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 49 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 50 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

縣 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 2 件でございます。

議案 7 ページ、地区「三方原」、整理番号 12 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [] と、全部承継者である [] でございます。

申請にいたった経緯でございますが、当初の計画では、昭和 36 年 7 月に農地法第 5 条の許可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情により計画が中断し、建築されないまま現在にいたります。承継者である [] は、実家

で母親と同居しておりますが、家族が増え、手狭となったことから、申請地に自己用住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、XXXXXXXXXXのところに位置する農地でございます。農地区分は、第3種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、自己用住宅を建築する計画であり配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は道路側溝、雑排水は公共下水道へ排水する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案15ページ整理番号569番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

議案7ページ、地区「赤佐」、整理番号13番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者であるXXXXXXXXXX、承継者であるXXXXXXXXXXでございます。申請にいたった経緯でございますが、当初の計画では、平成17年10月に農地法第5条の許可を受け、申請地に診療所を建設する予定でしたが、その後、諸事情により開業するまでにはならず、勤務医として病院勤務を続け、計画が実行されないまま現在にいたります。承継者のXXXXXXXXXXは、実家近くで自己用住宅を建築するための敷地を探していたところ、申請地の紹介を受け計画したものです。申請地は、XXXXXXXXXXに位置する農地でございます。農地区分は、第3種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、自己用住宅、車庫兼物置を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水および雑排水は合併浄化槽を通じて道路側溝へ排水する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案18ページ、整理番号592番にて申請がされておりますので、そちらの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第50号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第51号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 それでは、議案9ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 川 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 524 番外 74 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 5 件、自己用・共同住宅関連が 52 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 6 件、太陽光発電が 8 件、営農型太陽光発電が 1 件、一時転用が 3 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 11 件、第 2 種農地が 19 件、第 3 種農地が 41 件でございます。なお、是正案件は整理番号 540 番、541 番、578 番、588 番、590 番、595 番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請につきましては、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。整理番号に丸印を付した案件について説明いたします。

議案 12 ページ、地区「庄内」、整理番号 548 番から 552 番、議案 16 ページ、地区「細江」、整理番号 573 番をお願いします。申請地ごとに経済産業省の認定を 5 区画別々に受けているため、整理番号を分けておりますが、同一の転用事業者による事業計画であるため、併せてご説明いたします。西区呉松町の畑、合計 6,283 m²と北区細江町の畑 543 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、神奈川県藤沢市に本社を置き、[] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に、売買による所有権移転及び地上権、賃借権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。申請地は、[] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、405W の太陽光パネルを全区画あわせて 1,260 枚設置し、発電能力が 510.30kW となる発電設備、および緑地を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には緑地、フェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「細江」、整理番号 575 番をお願いします。北区細江町三和の畑 2 筆、併用地を含む合計面積 4,110 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、中区布橋二丁目に本社を置き、[] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に賃借権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。申請地は、[] に位置する農地です。農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、580W の太陽光パネル 740 枚を設置し、発電能力が 429.20kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には土堰堤とフェンスを設ける計画であること、雨水排水は自然浸透させ、余剰雨水については敷地内に埋設する塩ビ管等を通じて既設水路に排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いた

します。また、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤議長 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

松澤議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬議長 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

渡瀬議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

渡瀬議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ありませんでしたと報告を受けております。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂議長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。

加茂議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村議長 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

中村議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立議長 以前、三ヶ日の後藤さんから地区調査会が軽く見られているとの発言がありましたので、我々の調査会でその件をみなさんにお伝えしました。今回、たまたま呼び出し案件がありました。調査会に来たのが行政書士のみで、事業者は運行管理者だから来られないということでした。呼び出し案件について行政書士だけでいいのか、事務局でもしっかり確認していただきたいです。もう1つは、検討しますという項目が4件あり、その場で答えていただけませんでした。その後、案件について変更された図面が提出されたようですが、私はまだ確認できていません。事務局を信用していますが、私達が確認しないうちに許可されてしまうことは問題だと思いますので、チェック体制をしっかりとしてほしいと思います。

議長 事務局から説明をお願いします。

調整グループ長の縣です。調査会で出た質問については担当から事業者へ確認し、変更した図面を提出していただきました。事務局としては、一般基準、立地基準ともに問題ないという判断をし、足立委員へ電話で口頭説明いたしました。変更後の図面は提示していませんでしたので、今後は図面をお持ちするなどして説明したいと思います。今回の案件については問題ないと判断しております。

足立議長 総会までに図面を見せていただく時間はあるのでお願いしたいと思います。差し替えた前の図面はどうなっていますか。

縣議長 差し替え前の図面は不備があると判断していますので、通常は行政書士へ返却するか、

行政書士に確認した上で廃棄しております。

足立 差し替えた前の図面がないと、検討している経過がわかりませんので、差し替えた前の図面は取っておいていただきたいと思います。

縣 差し替え前の図面についてはすぐに廃棄するのではなく、しばらくの間は担当者の手元に残っています。最終的には廃棄して申請書には正しい図面を添付するという形を取っております。協議した経過は調査会の報告書に残しております。調査会で問題になった件についてどのような結論になったかまで記載されていますので、ご心配いらないと思います。よろしくお願いします。

足立 私は書類を取っておいていただきたいと思います。

議長 今の意見については、事務局には承知しておいていただきたいと思います。また、足立委員が確認していない図面についても、後で事務局から報告をお願いします。

縣 今回の案件については、事後報告となってしまい申し訳ないですが、この後ご報告させていただきますと思います。今後については、事前に図面等をお見せしてご報告させていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

議長 総会の前にしっかりやっていただきたいと思います。足立委員、問題ないということによろしいですね。

足立 問題はないけど、しっかり調整していただきたいと思います。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 新津・可美地区調査会において、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 細江地区調査会で審議しましたが、575 番を除く他はすんなり通ったのですが、575 番は太陽光パネルということで、かなりの高低差があるので排水対策を記載した図面を求めました。事業者が再度現地を見て図面を作り直してきていただきました。最終的にはその図面をもって調査会ではOKということにしました。以上です。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会ですが、整理番号 578 番の案件ですが、XXXXXXXXXXが大崎の浜名湖沿いにキャンプ場をつくるということです。この場所は民家やお寺があるところで地元調査員から道路が狭いし子供が通る道があるため気を付けてほしいということや、花火や飲酒で迷惑を掛けないようにしてほしいとお伝えしましたところ、地元住民やお寺と相談して迷惑を掛けないようにしますとのことでしたので、承諾いたしました。以上です。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席されていますので、私からご報告させ

ていただきます。

調査会で協議した結果、特に問題ないという報告を受けております。

続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会でございますが、全件問題ございませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。

先程、足立委員からご意見がありました、調査会の聞き取りの際に行政書士のみが来る場合の対応について事務局から説明をお願いします。

縣 調整グループ長の縣です。現在の運用では、代行している行政書士と事業計画者の 2 人で調査会への出席をお願いしております。ただし、諸事情で事業計画者が出席できないこともありますので、その場合は行政書士が事業計画について説明できるように準備して来ていただくようになっております。

足 立 運行管理者が出られないかどうかを調べてください。

縣 確認しておきます。

議 長 これ以外に質問がありましたらお願いします。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 足立委員がおっしゃっていることを会長以下みなさんが重視した方が良いと思います。私のところでも行政書士しか来ないということが増えてきました。行政書士はコンプライアンスがしっかりしている立場の方々ですが、事業の実態を十分承知していない場合があります。総会までに事業者を確認してもらうことが増えてきています。農業委員会としてみなさんで意思統一をした方がいいと思いますので、会長の責任で進めていただきたいと思います。

議 長 この件については、後で話し合いたいと思います。

その他にご意見ございますでしょうか。

(その他意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 51 号議案「農地法 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 52 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

石 川 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号 16 番外 2 件でございます。

地区「天竜」、整理番号 16 番の申請地は、斜面地等で耕作困難のため、昭和 35 年頃に植林されたものでございます。

地区「天竜」、整理番号 17 番の申請地は、昭和 20 年頃から宅地への進入路として利用されているものと、農業用倉庫が建築され宅地利用されているものでございます。

地区「春野」、整理番号 18 番の申請地は、昭和 51 年頃から防災用倉庫とトイレが建築され宅地利用されているものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(質問なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 52 号議案「非農地証明について」は、
原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。
次に、第 53 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局
から、説明を願います。

木 下 議案 23 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)

石 川 説明させていただきますが、委員該当案件がありますのでお願いします。
議 長 それでは、委員該当案件がありますので、 委員はご退席をお願いします。
(委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明をお願いします

石 川 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 4 年度第 4 回浜松市農用地利用集
積計画(案)でございます。公告予定は令和 4 年 7 月 20 日となります。2 枚めくって頂き
まして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 274 筆、222,795
㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での 6 筆をはじめとして、計 23 地区での利用
権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されてお
ります。1 ページから 29 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、31 ペ
ージは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。 です。昭和 50 年 10 月に設立
した会社で、磐田市の農業者、 を圃場管理者とし、農業部門に参入するた
め今回の申請にいたしました。西区西鴨江町 外 1 筆の畑、計 1,167 ㎡を借り受
け、なす、オクラの栽培を予定しております。

次に、1 ページの 3 番をご覧ください。 です。西区区呉松町の農業者、
 のもとで農業を学び、今回の申請にいたしました。西区神ヶ谷町 の
畑、2,127 ㎡を借り受け、小松菜、かぶの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 6 番、7 番をご覧ください。 です。南区福島町の農業者、
 のもとで農業を学び、今回の申請にいたしました。南区福島町 外 1
筆の畑、計 1,097 ㎡を借り受け、エシャレットの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 8 番をご覧ください。 です。昭和 60 年 4 月に設立した

会社で、代表取締役の[]が個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請にいたりました。北区都田町[]の畑の一部、5,474㎡を借り受け、ブルーベリー、レモンの栽培を予定しております。

次に、9ページの9番、10番をご覧ください。[]です。北区滝沢町の農業者、[]のもとで花木、果樹の栽培を学び、今回の申請にいたりました。北区都田町[]外1筆の畑、計1,310㎡を借り受け、柿、コニファー、ブルーアイスの栽培を予定しております。

次に、9ページの11番、12番をご覧ください。[]です。平成27年1月に設立した会社で、現在は磐田市で32,503㎡いちごの栽培をしており、営農地を広げたく今回の申請にいたりました。北区引佐町横尾[]外1筆の畑、計1,829㎡を借り受け、いちごの栽培を予定しております。

次に、9ページの1番から5番、15ページから29ページの1番、2番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が104筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 2つ伺います。1つは、農地所有者が自ら農業振興公社に申し出るような流れが始まっているのか伺います。2つ目は浜北の地区調査会の時に事務局から説明がありましたが、耕作土を含めて盛土の規制が始まったと聞いております。浜北の場合は植木を作るので、畑に山土を持ち込むことがあります。調査員が県に問い合わせをした結果報告が私にありました。調査員がどのように聞いたかわかりませんが、植木の栽培について畑に土を持ち込むことについては、あまり心配しなくて良いと言われたとのこと。浜北以外でも畑に耕作土を持って来ることがあるのかわかりませんが、盛土についてもみんなで研究した方が良いと思います。

議長 農業振興公社の件について河村グループ長からお願いします。

河村 集積グループ長の河村です。中間管理事業の流れをご説明させていただきます。中間管理事業につきましては、県と市と農業振興公社の他に、地域によっては地元の農協さんや土地改良区さんをパートナーにして事業を進めております。市内12箇所で中間管理事業を実施しております。毎年、各地域でチラシを配布して貸したい農地を登録していただき、出てきた農地を配分会議で地域の農業者さんへ配分しております。この流れは、

中間管理事業始まって以来、変わってはおりません。とはいえ昨今、法改正がございまして2年後の施行となっております。現段階では今まで通りのやり方をして、これから2年をかけ新しいやり方を検討していかなければいけないのかを検討していきたいと思っております。以上です。

森 島 わかりました。
議 長 1点目の件についてはよろしいですね。それでは2点目の件についてお願いします。
縣 2点目の質問についてですが、盛土条例と言う事で、先月の総会でもご説明させていただきました。今回は、植木畑に耕作土を入れたいとのことですが、基本的に県の盛土対策課で言っている盛土行為とは、平坦な土地であれば30cm以上土を盛る行為を盛土行為と言っております。量とか面積次第によって、盛土の許可が必要になってきます。量というのが1,000㎡です。例えば、500㎡の田に2m耕作土を入れると1,000㎡になりますので、その場合には許可が必要になります。あるいは、1,000㎡の田に30cm以上の耕作土を入れると許可の対象になると聞いております。もし、大量の耕作土を入れる場合には、盛土対策課への確認が必要になると思います。以上です。

森 島 わかりました。
議 長 その他ありますでしょうか。
(その他補足説明なし)
議 長 それでは、ご意見もないようですので、第53号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、■■■■委員はご入室をお願いします。
(■■■■委員 入室)

議 長 次に、報告事項の第45号から第51号までを、事務局から報告をお願いします。
木 下 お手元の議案25ページをご覧ください。
(報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足 立 ・委員該当案件の退室について
森 島 ・地区調査会の在り方、総会での各案件の審議について
議 長 それでは、他にございませんか。
(その他報告なし)

議 長 それでは、事務局から連絡がありましたらお願いします。
水 崎 ・認定農業者協議会活動について
局 長 ・農業会議情報について
齋 藤 ・令和4年度最適化活動の目標設定について(地区別目標値の説明)
河 村 ・農地利用最適化推進委員研修会の開催について

齋 藤 今後の会議予定
・令和4年 第8回 浜松市農業委員会総会
日時 令和4年8月16日(火) 午後2時30分～
場所 浜松市役所 北館1階 101・102 会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第7回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時55分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 4年 8月 16日(火)

会 長 松島 好則

委 員 江間 栄作

委 員 中村 金夫